年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和8年 10 月 23 日答申分

〇答申の概要

（1）年金記録の訂正の必要があるとするもの　　1件

国 民 年 金 関 係　　0件

厚生年金保険関係　　1件

（2）年金記録の訂正を不要としたもの　　3件

国 民 年 金 関 係　　1件

厚生年金保険関係　　2件

（3）年金記録の訂正請求を却下としたもの　　0件

国 民 年 金 関 係　　0件

厚生年金保険関係　　0件

厚生局受付番号　：　近畿（受）第 2600292 号
厚生局事案番号　：　近畿（厚）第 2600070 号

第１　結論

請求者のＡ事業所における請求期間③から⑰までの各期間の標準賞与額を別表のとおり訂正することが必要である。

請求期間③から⑰までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間③から⑰までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 50 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　①　平成 27 年７月
②　平成 27 年 12 月
③　平成 28 年３月 31 日
④　平成 28 年７月８日
⑤　平成 28 年 12 月９日
⑥　平成 29 年３月 31 日
⑦　平成 29 年７月 10 日
⑧　平成 29 年 12 月８日
⑨　平成 30 年４月６日
⑩　平成 30 年７月 10 日
⑪　平成 30 年 12 月 10 日
⑫　平成 31 年３月 29 日
⑬　令和元年７月 10 日
⑭　令和元年 12 月 10 日
⑮　令和２年３月 31 日
⑯　令和２年７月 10 日
⑰　令和２年 12 月 10 日

Ａ事業所から支給された請求期間①から⑰までの賞与記録がないことが分かった。

請求期間①から⑰までの各期間に賞与が支給され、当該各賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求期間③から⑰までの各期間について、金融機関から提出された請求期間④から⑰までの各期間に係る取引推移一覧表及びＡ事業所の会計業務を受託していた公認会計士事務所から提出された請求期間③から⑰までの各期間に係る年間支給控除一覧表（賞与）から判断すると、請求者は、同事業所から当該各期間に賞与の支払を受け、当該各賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間③から⑰までの各期間に係る標準賞与額については、前述の年間支給控除一覧表等により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、別表のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間③から⑰までの各期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

請求期間①及び②について、Ａ事業所に対し請求者の当該各期間に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について照会したものの回答は得られず、同事業所の会計業務を受託していた公認会計士事務所は当該各期間に係る資料の保管はない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間①及び②に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間①及び②において、Ａ事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

別表

請求期間	賞与支払年月日	標準賞与額
③	平成28年3月31日	37万3,000円
④	平成28年7月8日	31万1,000円
⑤	平成28年12月9日	29万1,000円
⑥	平成29年3月31日	29万4,000円
⑦	平成29年7月10日	31万1,000円
⑧	平成29年12月8日	36万9,000円
⑨	平成30年4月6日	37万5,000円
⑩	平成30年7月10日	31万1,000円
⑪	平成30年12月10日	36万9,000円
⑫	平成31年3月29日	29万9,000円
⑬	令和元年7月10日	32万4,000円
⑭	令和元年12月10日	38万5,000円
⑮	令和２年３月31日	44万4,000円
⑯	令和２年７月10日	33万6,000円
⑰	令和２年12月10日	39万9,000円

厚生局受付番号　：　近畿（受）第 2600374 号
厚生局事案番号　：　近畿（国）第 2600012 号

第１　結論

平成 14 年４月から平成 15 年 11 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 36 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成 14 年４月から平成 15 年 11 月まで

国の記録では、請求期間について、国民年金保険料が未納期間とされているが、当該期間の国民年金保険料は、妻が納付書に現金を添えて金融機関の窓口で納付したと思う。

請求期間の国民年金保険料を納付したことが分かる確定申告書の写しを提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

オンライン記録によると、請求者は、請求期間において、国民年金基金に加入していることが確認できるが、国民年金基金連合会から提出された還付記録及び収納記録によると、請求者の請求期間に係る国民年金基金の掛金は、金融機関の口座引落により収納された後、国民年金の保険料が納付されていない期間に係る国民年金基金掛金の収納に該当するという理由で還付されていることが確認でき、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していなかったことがうかがえるところ、請求者は、当該国民年金基金掛金の還付について、自ら国民年金基金連合会に問い合わせを行い、返金となっていることを確認した旨陳述している。

また、請求者は、平成 15 年分の所得税の確定申告書（控）及び委託税理士の証明書を提出し、確定申告書に記載される国民年金保険料は領収書等の確認に基づき申告されるものである旨主張しているが、当該確定申告書に記載されている国民年金保険料額 31 万 9,200 円は、請求期間の国民年金保険料額 26 万 6,000 円と一致しない上、請求期間前後の期間の国民年金保険料は、平成 14 年又は平成 18 年に一括で納付されていることを踏まえると、当該確定申告書の記載内容をもって、請求期間の国民年金保険料が納付されていたものと推認することはできない。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付については、妻が納付書に現金を添えて金融機関の窓口で納付した旨主張しているが、請求者の妻は、保険料の納付金額、納付時期等の具体的な状況について記憶していない旨陳述している。

このほか、請求者又は請求者の妻が、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、ほかに請求者の請求期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号　：　近畿（受）第 2600265 号
厚生局事案番号　：　近畿（厚）第 2600072 号

第１　結論

請求期間①について、請求者のＡ社又はＢ社（現在は、Ｃ社）若しくはＤ社（現在は、Ｅ社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のＢ社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 37 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　①　昭和 62 年７月初から昭和 64 年１月初まで
②　平成元年２月初から平成４年８月 31 日まで

請求期間①について、Ａ社又はＢ社若しくはＤ社のいずれかに派遣登録し、派遣社員として、派遣先事業所において勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録がない。

請求期間①については、Ｆ県Ｇ市のＨ社Ｉ事業所において秘書業務に従事しており、Ａ社又はＢ社若しくはＤ社から支給された給与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

請求期間②について、Ｂ社に派遣登録し、派遣社員として、派遣先事業所において勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録がない。

請求期間②については、Ｆ県Ｊ市のＫ社Ｊ工場において受付業務に従事しており、Ｂ社から支給された給与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　判断の理由

１　厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において、請求対象事業所に勤務又は在籍し、厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたことが認められた上で、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされている。

２　請求期間①について、請求者は、Ａ社又はＢ社若しくはＤ社のいずれかに派遣登録し、派遣社員として、派遣先事業所において勤務した旨主張しているところ、Ｃ社及びＥ社は、請求期間①において、請求者が勤務していたか否かは不明である旨回答しているが、Ａ社は、請求者が昭和 63 年 1 月 29 日から平成元年４月 28 日までの期間について、同社に勤務していた旨回答している。

しかしながら、Ａ社は、請求者の雇用形態は派遣社員、派遣先事業所はＨ社であるが、契約情報の詳細、社会保険情報は法定の保管期限を超えており破棄している旨、及び請求期間①に係る請求者の給与から厚生年金保険料を控除したか否かは不明である旨回答しており、請求者が当該期間において、Ａ社における厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたか否か、及び給与からの厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

また、請求期間①のうち、昭和63年１月28日以前の期間については、Ａ社における勤務を確認することができないところ、雇用保険の記録によると、請求者が請求期間①において被保険者となっている記録は見当たらない上、請求者は、昭和62年２月２日に支給決定された受給資格に基づき、請求期間①と一部重複する同年９月２日から同年11月30日までの期間について、失業等給付（基本手当）を受給していることが確認できる。

さらに、オンライン記録において、請求期間①を含む昭和62年６月から平成元年４月までの期間においてＡ社Ｌ支社における厚生年金保険の被保険者資格を取得している者のうち、連絡先が判明した者に照会を行ったところ、派遣社員として就業し厚生年金保険に加入していたと回答している者がいる一方で、１人は、希望者のみ加入しており健康保険・厚生年金保険及び雇用保険の加入については、自身から加入できるかを聞き加入した旨回答していることを踏まえると、請求期間①当時、同社においては、派遣社員について、必ずしも勤務開始と同時に全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

3　請求期間②について、請求者は、Ｂ社に派遣登録し、派遣社員として、派遣先事業所において勤務した旨主張しているところ、雇用保険の記録によると、請求者は、請求期間②のうち、平成元年12月18日から平成３年11月23日までの期間において、Ｂ社Ｌ支店における被保険者であり、当該期間において、同社Ｌ支店に勤務又は在籍していたことがうかがえる。

しかしながら、Ｃ社は、保管資料を調査したが、現存する記録上、請求者と同一の氏名又は生年月日の該当者は確認できない旨、及び請求期間②に係る請求者の給与から厚生年金保険料を控除したか否かは不明である旨回答しており、請求者が当該期間において、同社における厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたか否か、及び給与からの厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

また、請求期間②のうち、平成２年１月から同年12月までの期間において、Ｂ社における厚生年金保険の被保険者資格を取得している者のうち、連絡先が判明した者に照会を行ったところ、自身は派遣社員から正社員になったとする複数の者は、派遣社員の期間は健康保険及び厚生年金保険に加入しておらず、国民健康保険に加入し、国民健康保険料を払っていた旨陳述していることを踏まえると、請求期間②当時、同社においては、派遣社員について、必ずしも厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、雇用保険の記録によると、請求者は、平成４年１月６日に支給決定された受給資格に基づき、請求期間②と一部重複する同年４月13日から同年７月11日までの期間について、失業等給付（基本手当）を受給していることが確認できる。

4　請求者は、請求期間①及び②に係る給与明細書等の資料を所持しておらず、このほかに、請求者の当該各期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号　：　近畿（受）第 2600393 号
厚生局事案番号　：　近畿（厚）第 2600071 号

第１　結論

請求期間について、請求者のＡ社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 41 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成９年４月１日から平成 12 年９月１日まで

請求期間について、私は人材派遣会社であるＡ社からフルタイムで勤務する派遣社員としてＢ社に派遣され勤務した。Ａ社から支払われた請求期間の給与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該期間の厚生年金保険被保険者記録がない。

給与の振込が確認できる預金通帳を提出するので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第３　判断の理由

請求者が派遣先会社であると主張するＢ社の担当者は、請求者が当社に入社した際に提出した経歴書（履歴書）を見ると、平成９年４月１日にＡ社に入社し、平成 10 年４月１日に同社から当社に派遣された旨記載されていたと陳述している。

しかしながら、Ａ社は、請求者の勤務形態及び厚生年金保険料の控除について、資料の保管はなく不明である旨回答している。

また、請求者は、給与支払の事実及び厚生年金保険料控除を示す資料として請求期間に係る預金通帳を提出しているものの、同預金通帳において確認できる当該期間の振込金額のみをもって、請求者の請求期間に係る被保険者の実態、各月の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することはできない。

さらに、オンライン記録によると、請求者は、請求期間において元配偶者が加入する政府管掌健康保険の被扶養者であったことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間に係る勤務実態、報酬月額及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。